

全L協保安・業務G4第27号  
令和4年5月12日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

エアコン室外機等の設備と液化石油ガス充てん容器との  
保安離隔の確保について (お願い)

標記につきまして、経産省ガス安全室より別紙のとおり、全日本電気工事業工業組合連合会へ協力依頼を行った旨のお知らせ及び当協会に対して消費者向けパンフレットの周知依頼がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、同パンフレットが経産省の以下のホームページに掲載されておりますのでご周知くださいますようお願いいたします。

また、本件につきましては、平成28年4月14日付け全L協保安28第3号において、同様の周知依頼がされております。

なお、都道府県が同室外機等を火気とみなしていない都道府県協会及び直接会員におかれましては、当該都道府県より問合せ等があった場合は、従来どおりのご対応方よろしくお願いいたします。

【経産省ホームページ掲載アドレス】

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/kouhou/kaki2.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/kouhou/kaki2.pdf)

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、橋本、安藤

# 別紙

経済産業省

令和4年4月27日

一般社団法人全国LPガス協会会長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

エアコン室外機等の設備と液化石油ガス充てん容器等との保安隔離の確保について（協力依頼）

今般、エアコン室外機等の設備と液化石油ガス充てん容器等との保安隔離の確保について、別添のとおり全日本電気工事業工業組合連合会会長に対し、協力依頼を行いましたので、その旨お知らせします。

なお、液化石油ガスの保安確保の観点から、貴団体におかれましては、会員の事業者等を通じ、一般消費者等に対してパンフレットの周知をお願いします。



経済産業省

令和4年4月27日

全日本電気工事業工業組合連合会会長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

エアコン室外機等の設備と液化石油ガス充てん容器等との保安離隔の確保について（協力依頼）

屋外に設置される液化石油ガスが充填された容器（以下「LPガス容器」という。）が火気と2m以内に設置される場合には、不燃性の隔壁を設置するなどの当該火気を遮る措置を講じる必要※があります。

火気には、火そのものの他に着火源になり得る電気火花等も含まれるため、ガス安全室では、別添パンフレットのとおり着火源となる可能性がある電気製品の要件を定めています。

やむを得ず着火源となる可能性のある電気製品を、LPガス容器の2m以内に、後から設置しようとする場合には、事前に液化石油ガス販売事業者へ相談をするようお願いいたします。

つきましては、貴団体におかれましては、会員の事業者等に対して本件を周知するよう協力をお願いいたします。

(参考)

#### 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第18条第1号イ

充てん容器等(内容積が二十リットル以上のものに限る。以下イにおいて同じ。)には、当該容器を置く位置から二メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。ただし、屋外に置くことが著しく困難な場合(告示で定める場合に限る。)において、充てん容器等及びこれらの附属品から漏えいした液化石油ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、漏えいした液化石油ガスが火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。

#### 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準

##### 13. 火気をさえぎる措置

充てん容器等を置く位置から2m以内にある火気をさえぎる措置は、次の基準のいずれかに適合するものとする。

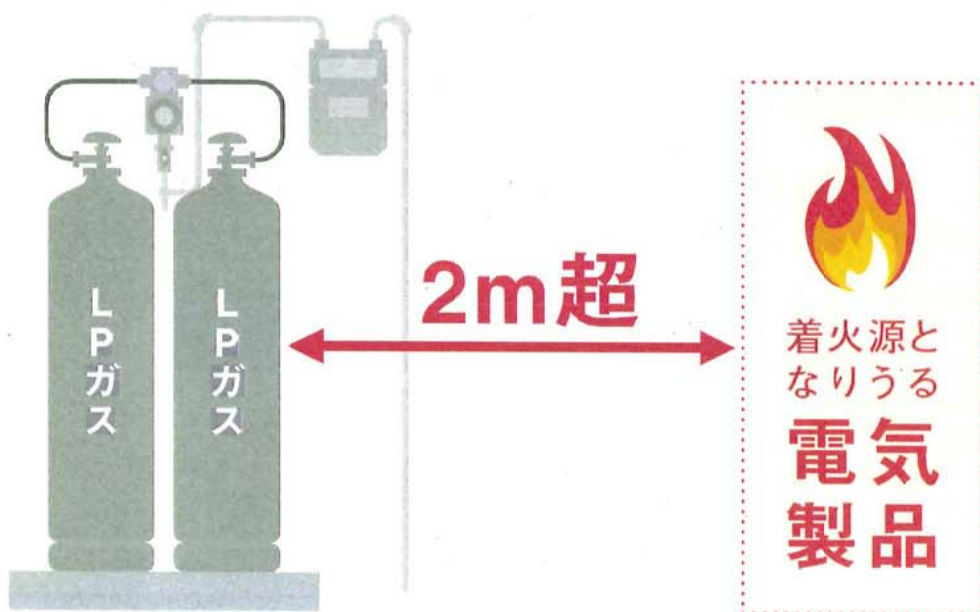
- (1) 屋外に置いてある充てん容器等は、そのままの状態ですべての火気からさえぎられているものとする。
- (2) 屋外の火気に対しては、充てん容器等との間に不燃性の隔壁を設け、漏えいした液化石油ガスが火気の方に流動することをさえぎる措置を講ずること。

ガス  
安全

LPガスをお使いの皆様へ

LPガス容器の近くに  
着火源となりうる電気製品を  
設置する際は、

2mを超える保安距離を  
確保してください！



どんな電気製品が  
着火源になりうるの？

電気製品を設置する前に、裏面をチェック！



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry





## 着火源となる可能性がある電気製品

着火源となるかどうかは、LPガス販売店にご相談ください。

### 【参考】着火源とならない電気設備

※それ以外の電気製品は、着火源となる可能性があります。

- ① 直接裸火を持たないこと。
- ② 320℃より高温となる部分を持たないこと。
- ③ 接点を持つ電気製品は、ON-OFFによる電気火花が点火（着火）エネルギーより小さいこと。あるいは、接点が密封されていて、電気火花が外に出ないこと。  
※日常使用しない接点など（保守および点検用など）は、接点として扱わない。

上記3項目を全て満たすこと。



## 保安距離が確保できない時は、どうするの？

不燃性隔壁で火気を遮る措置をしてください。  
隔壁の高さはLPガス充填容器よりも低くしないでください。



容器

不燃性  
隔壁



着火源となりうる  
電気製品

設置をお考えの方は  
こちらへご相談を

電話番号等をご記入ください

※「緊急時連絡先」はあらかじめ  
LPガス販売店にご確認ください。

■販売店

■緊急時連絡先

スマホで  
チェック!



# 参考

全L協保安28第3号  
平成28年4月14日

正 会 員 各 位

(一社) 全国L P ガス協会

## エアコン室外機等の設備と液化石油ガス充てん容器との 保安離隔の確保等について

この度、経産省より標記案件につきまして別添のとおり、関係団体に対して協力依頼を行った旨のお知らせ及び、当協会に対してお客様向けパンフレットの周知依頼がありました。

本件が発出された経緯につきましては、多くのL P ガス販売事業者より、お客様宅にL P ガス容器を設置した際に、法令に基づき火気までの距離を2 m超えて設置し、保安を確保していたにも拘わらず、その後に他者が2 m以内にエアコン室外機等を設置した場合でも、同室外機等を火気とみなしている都道府県からL P ガス販売事業者が指摘を受けることがあり、当該事業者より経産省等に対して、同室外機等を販売又は設置する事業者等へ注意喚起して欲しい旨の要望が寄せられておりました。

これを受け、経産省より別添のとおり該当する関係団体に対して、同室外機等をやむを得ず2 m以内に設置せざるを得ない場合は、設置工事の前にL P ガス販売事業者に連絡し、不燃性の隔壁を設け火気を遮るなどの措置を講じる必要がある旨を傘下の事業者等へ周知するよう依頼されたものです。

また、当協会に対しては、上述の関係団体宛の文書にも添付されております同室外機等を設置されるお客様向けに経産省が作成したパンフレット（別紙1）をL P ガス販売事業者を通じて、お客様に周知するよう依頼されたものです。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、同パンフレットが経産省の以下のホームページに掲載されましたことをご周知くださいますようお願いいたします。

なお、都道府県が同室外機等を火気とみなしていない都道府県協会及び直接会員におかれましては、当該都道府県より問合せ等があった場合は、従来どおりのご対応方よろしくお願いいたします。

[経産省が作成したお客様向けのパンフレットの掲載アドレス]

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/detail/lpghoansyuuchi.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/detail/lpghoansyuuchi.html)

[経産省より協力依頼文書が発出された団体名（順不同）]

- ・ 全日本電気工事業工業組合連合会
- ・ (一社) 日本電気工事士協会
- ・ (一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
- ・ (一社) 日本ガス石油機器工業会
- ・ (一社) 日本冷凍空調工業会
- ・ (一社) 日本電設工業協会
- ・ 全国電機商業組合連合会
- ・ 大手家電流通協会

※当協会からの文書には、内容が同文であるため、全日本電気工事業工業組合連合会宛の文書のみ、添付しております。

以 上

発信手段：Eメール  
保安部：内倉、渡辺、片岡